

令和8年度 保育料基準額表

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担（保育料）基準額（月額） （各階層区分の括弧書きは保育短時間認定を受けた場合の金額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児(R1.10.1～無償化)	
第1階層	生活保護世帯	0円 (0円)	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)		
第3階層	48,600円未満 (～約330万円)	13,600円 (13,500円)		母子・障害等 6,300円 (6,300円)
第4階層	※第4階層の一部 48,600円以上 77,101円未満 (～約360万円)			母子・障害等 6,300円 (6,300円)
第5階層	48,600円以上 97,000円未満	21,000円 (20,700円)		
第6階層	97,000円以上 169,000円未満	31,100円 (30,700円)		
第7階層	169,000円以上 301,000円未満	42,700円 (42,000円)		
第8階層	301,000円以上 397,000円未満	56,000円 (55,100円)		
第8階層	397,000円以上	72,800円 (71,600円)		

※令和8年度から保育料の見直しを行い適用します。(上記、変更後の保育料)

※保育料は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を適用する前の税額をもとに決定します。

【保育料の算定】

・保育料は、8月までは前年度の住民税額、9月以降は当年度の住民税額で算定します。
(年度途中、3歳に到達し2号認定になられた場合でも、保育料は4月1日時点での年齢区分で決定します。)

・8月に再判定し、保育料が変更になる方にのみ、保育料決定通知を送付します。

●多子世帯の負担軽減措置

町独自の施策により、令和7年4月から、保護者の所得や子どもの年齢等にかかわらず、生計を一にする子ども全員をカウントし、第2子目以降に該当する子どもの保育料を無償化します。

●ひとり親世帯等の負担軽減措置

第2階層(ひとり親世帯等)に該当する方は、無料となります。
第3階層から第4階層の一部(ひとり親世帯等で所得割課税額が77,101円未満)に該当する方は、第1子目が満3歳未満(3号認定)の場合は6,300円となります。

●国の保育料基準額の変更に伴い、町の保育料を見直す場合があります。